時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

英國學風(去る廿八日の續)

英國學校は重に紳士養成を期するが故に學生も亦之れに化して居常紳士らしく身を處するは事實誠に然るもの丶如し今日本にて學生と云へば蓬髮粗衣して人前に出で言語必ずしも修めず行狀或は粗野なるみとあるも其學生たるの故を以て人皆な之を容赦するの習なれども英國の學生は之れに異なり學生なりとて身成りを崩さず衣紋髮飾尋常に修めて言語應對作法に違はず時に交際宴會に招かれ紳士淑女と交るときは儀式通りの服裝を飾りて毫も其禮節を略せず世間通用の交際禮儀は學生なりとて人之を假さず又假されんとするの念もなく學生中に在りながら常に紳士の品格を保つは英國少年の特色なりと云ふ可し又特に感服す可きは學生氣質の率直にして其眞面目を蔽はざるの一事なり今ケンブリッヂ、オクスフォルド等に至りて其の學生を訪問し文學宗教の閑談より漸く時事に論及する等の事あれば學生は滿腔の熱心を吐露して毫も憚る所なく思ひ込んだる議論の筋を眞一文字に突き張りて淡泊に所思を陳ずれども磊々落々の漫言を語らず心にもなき大言を吐かず才氣を恃んで人を凌かず諧謔を以て人を愚にせず坐して言ふべく起て行ふ可き實着主義を心の底より固信して一毫も讓らず一毫も假さず一心正直にして虛飾なきを見るべし即ち英國人民一般の家風、特に學校書生の氣風にして愛す可く又敬す可きものなり扨て又大學校などに遊ぶ者には何侯何伯の嫡子介孫若くは素封金穴の子弟、由緒ある人々も多きが故に遊惰自から勉むることを知らず金を散すること土芥の如く一學期中に一二千圓の卷煙草料を費したりなど云へる豪奢輩も多けれども斯る金滿家の子弟連は自から其向きの伴侶を求めて或は飲酒組と爲り或は端舟組と爲り學餘の遊興樂々にして他の勉強派は之れに與せず然かも學校講堂中には才學優等の人々が獨り尊重せらるゝの風にしてビーコンスフヒールド伯の小說に英國の學校中にて才學上級に在るものは人に尊重せらるゝと甚ざしく政治世界の大臣と雖ども決して羨むに足らずとあるも亦此邊の意趣ある可し且つ英國の慣行としてケンブリッヂと云ひオクスフォルドと云ひ學問地は一方に獨立するが故に學生品行の取締は殘る隈なく行き屆き佛國巴里の諸大學が繁華なる市中に散在して書生は銘々旅宿に寄寓し酒樓絲竹の間に在ると其趣同年の談に非ず蓋し學問地が獨立すれば周圍の事情も勉學に適して郊外風景の閑靜なるは以て其心情を慰む可く書籍館の富贍なる博物美術古器物館の完全なるは以て其見聞を廣む可く街頭の銅石像館內の寫眞畫仰て以て其志氣を勵ますべく古賢哲を尙友して今學者を伴侶とし朝々暮々の所思所見總て學問一方にして心亦自ら之れに傾くの趣向あるは英國學問地の効用にして其一方に獨立するの故を以て生徒の行狀を監視するの便利も多く例へばオクスフォルド學校地の如き學校幹事の一部分は時々土地內を巡行して其生徒の行狀を視察し學校の服制に從はざる者若くは酒を被る者、途上婦人と談話する者凡そ此邊の箇條に觸るゝ者は夫れ〳〵召喚して理由を詰り校則を以て夫れ〳〵處分するの習にして學生の品行を檢束すると頗る嚴密なりと云ふ可し扨て又各校在學の書生は固より千差萬別なれども左まで拔群の者もなく偶々日本の學生などが途中より同級に加はれば忽ち之を壓倒して鷄群中の孤鶴たると每度見聞する所なれども英國書生の氣風として學校のみを學校とせず學業成りて學校を出づれば廣き社會を學校として氣根強く其學路を進行するが故に學校中にて每度眼下に見下したる書生も多年偶々相見るとあれば復た呉下の舊阿蒙に非ず彼れ如何にして此に至るや不審にも又面目なしとて自から慚愧するともありと云ふ今英國人の學風を見るに學校を出でゝ相替らず學に進んで止まざると同時に學校に入る其前にも亦其教育を忘れざるもの丶如く例へば中以上の家族にて年頃四五歲の子女あれば爲めにガバルチス即ち保母を迎ふるを例とし保母は相應の學識を具へ身分品格卑しからず子女をして萬端其命に從はしむることを期するが故に子女の父母一家族は恰も之を朋友視して食膳待遇家居一切主人夫婦に異ならず斯くて子女を保母に托して幼少より之れに母事せしめ家內に生母と教母とを生じて恩愛と教導とを兼ね併せ其學に就くの前、子女の心性發生し來りて事物に疑問を生ずるの際、教母の化導を受けしむるの趣向にして我國の慣行、稚兒を無學無識なる子守女に托するものと教化上雲泥の差ありと云ふ可きなり之を要するに英國は由來久しき國にして門地門閥嚴めしく上品なる家族に富むが故に其の學校教育の如きも貴家の子弟を薰陶して英國紳士を造らんとするに在るもの丶如く我が海外遊學者なども各々其向きの學風を合點し父兄の所存、當人の所望、先づ其期する所を定めて徐に其學問國を擇むと甚だ肝要なる可きなり　(完)

官報

○全國暴風概況　と題して去月十九日の本欄に掲げたる項の第二十行中六時とあるは四時の誤なりと昨日の官報に是正したり

○朕北海道ノ內從來酒造稅則ヲ施行セサル地方ニ之ヲ施行スルノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十二年九月二十八日　內閣總理大臣伯爵黑田淸隆　大藏大臣　伯爵松方正義

法律第二十四號

北海道ノ內明治十三年(九月)第四十號布告酒造稅則ヲ施行セサル地方ニ本年十月一日ヨリ本則ヲ施行ス但其稅率ハ當分左ノ通定ム

酒造免許稅
酒造場一箇所ニ付　金二十圓

酒類造石稅
一類　一石ニ付　金二圓
二類　一石ニ付　金三圓
三類　一石ニ付　金四圓

稅則施行ノ細則ハ大藏大臣之ヲ定ム

○朕帝國遞信省ト加那太郵政廳トノ間ニ郵便爲替規約ヲ締結セシメタルニ依リ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十二年九月二十八日　內閣總理大臣伯爵黑田淸隆　遞信大臣伯爵後藤象二郎

(規約ノ條目ハ次號ニ讓ル)

○宮內省達第十七號

天皇旗皇后旗皇太子旗親王旗左ノ通リ制定ス

明治廿二年九月三十日　宮內大臣子爵土方久元

奉　勅

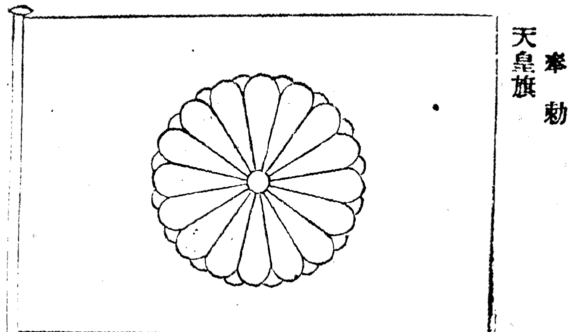

天皇旗

地色　紅
菊章　金
横　縦ノ一ト二分一
菊心　旗面ノ中心
菊心徑　縦ノ十九分一
菊全徑　縦ノ六分四

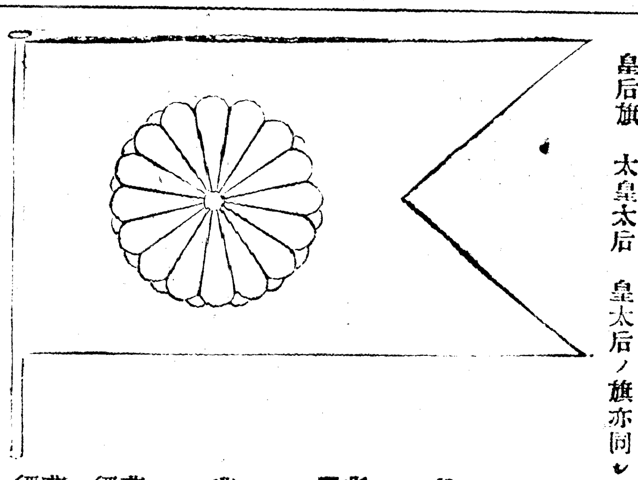

皇后旗　太皇太后　皇太后ノ旗亦同シ

地色　紅
菊章　金
横　縦ノ一ト四分三
燕尾開裂　横ノ三分一上下等分
菊心　燕尾ヲ除キ旗面ノ中心
菊心徑　縦ノ十九分一
菊全徑　縦ノ六分四

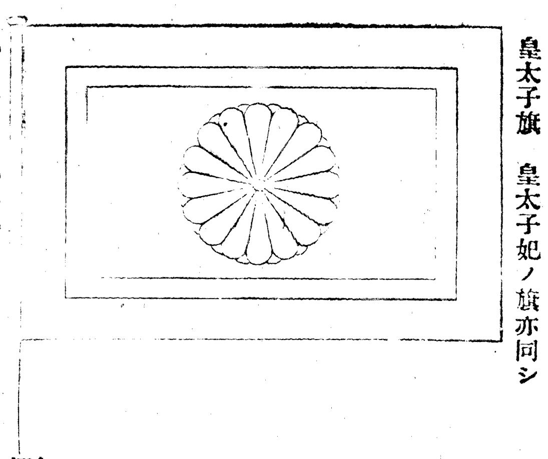

皇太子旗　皇太子妃ノ旗亦同シ

地色　紅
菊章　金
輪廓　白
縁　紅
横　縦ノ一ト二分一
菊心　旗面ノ中心
菊心徑　縦ノ廿六分一
菊全徑　縦ノ六分三
白輪廓　縦ノ十五分一
紅縁幅　縦ノ二十五分二

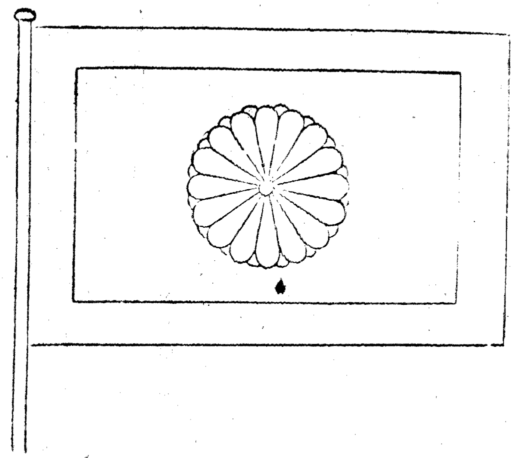

親王旗　內親王親王妃ノ旗亦同シ

地色　白
菊章　金
縁　紅
横　縦ノ一ト二分一
菊心　旗面ノ中心
菊心徑　縦ノ廿六分一
菊全徑　縦ノ六分三
紅縁幅　縦ノ二十五分二

○宮內省達第十[...]
明治四年九月十[...]
十年七月六日賞[...]
明治廿二年
九月三十日[...]
奉　勅
宮內省達第十六號參[...]
明治四年九月十[...]
臨時　行幸ノ節前[...]
明治十年七月六[...]
皇太后宮皇后宮[...]
ヲ以テ公布相成居[...]
達候事

雜報

○正誤　一昨日[...]
と題したる一項[...]
み無理やりに場[...]
と題したる一項[...]
會場外に放逐さ[...]
京橋警察署より[...]

○聯隊大演習
て茨城縣下に於[...]
付目下夫々準備[...]

○東京職工學校[...]
局長兼鑛山局長[...]
せられ商務局長[...]
命ぜられたり

○交通地誌第一[...]
氏に命じて交通[...]
が其第一編交通[...]
分の草稿を著者[...]

○越中全國大同[...]
倶樂部は本月中[...]
大同派聯合政談[...]

○機業家の中止[...]
は今回の條約改[...]
の事は最も自家[...]
主張しい〳〵[...]
て近日改正中止[...]
たるよし

○東北の改進黨[...]
分離すべしと昨[...]
ば未だ去る廉立[...]
條約改正贊成の[...]
は異見ある由に[...]
するもありと

○關西有志大懇[...]
州廣嶋市內に於[...]
合ありて來る五[...]

○東京能辨學會[...]
厚生館に開きた[...]
田勝太郎(婦人[...]
は何ぞ)伊能嘉矩[...]
との關係を論ず[...]
に告ぐ)坂山靜一[...]
吉(政治家の近路[...]
演說もありて屢[...]
ありしと又同會[...]
一度も警官の臨[...]
査を合せて三十[...]
近逸ある新富座[...]
常なりし餘波に[...]

(英量)封度　凡我百二十目
(英尺)碼　凡我一尺〇五[...]
噸　凡我十三貫五百[...]
哩　凡我十四町四十五間一尺

○新橋橫濱間發車時刻　新橋發午前六時十分、六時四十分、八時、八時三十五分(急行)、九時四十五分(急行)、十時五十分、午後零時五分、一時二十五分、二時[illegible]三十分、四時、四時四十五分(急行)、六時十五分[illegible]十分[illegible]●橫濱發(新橋に向け)午前[illegible]十分、八時三十[illegible]九時十五分(急行)、十時二十分、[illegible]三時三十五分、四時三十分(急行)[illegible]五十分[illegible]

○新橋神戸間發車時刻　新橋發午前六時十分(京都止り)、九時四十五分(名古屋止り)、午後二時三十分(靜岡止り)、四時四十五分(神戸まで)●靜岡發(下り)午前七時十五分(神戸[illegible])、十九分[illegible]五分(名古屋止り)、十時五十九分(神戸[illegible])[illegible]十時三十分、午後零時四十五分、五時三十五分、午後七時[illegible]

○上州鐵道發車時刻[illegible]一時四十五分、午後二時[illegible]十分、九時十五分、午後[illegible]午前六時、十一時五十[illegible]

○仙臺鐵道　上野仙臺[illegible]